

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（仮称）の基本的な考え方等について

## 1. 基本的な考え方及び構成等

### （1）基本的な考え方

○現行の個人情報保護法の下では、各主務大臣が個人情報保護法に基づく勧告及び命令等の監督権限を有しており、同法第8条等に基づき、事業分野ごとの個人情報保護等に関するガイドライン（以下「各省ガイドライン」という。）を策定している。

○改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）の全面施行時には監督権限が当委員会に一元化されることを踏まえ、これに向けて当委員会が、改正法第4条（国の責務）、第8条（地方公共団体「等」への支援）及び第51条（委員会の任務）に基づき、全ての事業分野に適用される汎用的なガイドライン（以下「委員会ガイドライン」という。）を策定し、告示として公表する。

（※なお、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」は番号法第4条（国の責務）及び改正法第51条（委員会の任務）に基づき策定されている。）

○これに伴い、現行の各省ガイドラインは、原則として委員会ガイドラインに一元化することとするが、その際は、事業分野の特性（当該事業において取り扱われる個人情報の性質及び利用方法等の特性を含む。）及び現行の各省ガイドラインの内容等を踏まえるとともに、事業者に混乱が生じないように留意し、個々に取扱いを検討する。

○委員会ガイドラインの策定に当たっては、各省ガイドライン等により従来から共通的に示されてきた解釈は基本的に踏襲しつつ、改正法に係る国会審議や直近の社会情勢等も踏まえ、適切な解釈及び事例等を示すこととし、併せて、改正法附則第11条において、「この法律の施行により旧個人情報保護法第2条第3項第5号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。」とされている点にも留意する。

○なお、委員会ガイドラインの策定に当たり、事業者における混乱の防止等の観点から、必要に応じて、当委員会が別途定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の用語及び表現等との整合性にも留意する。

## （２）構成等

○委員会ガイドラインの構成は、改正法の条文の流れに従って、法律・政令・規則を適宜示しつつ、事業者が守らなければならない事項を記述することとし、必要に応じて、法律上の義務（努力義務を含む。）ではないが、実施することがより望ましいと考えられる事項についても記述する。

○なお、事業者及び消費者による改正法の理解に資する観点から、改正法の解釈等に関して当委員会に対して寄せられた質問のうち汎用性のある事例、具体的なケースに即した事例等について、QA等を別途作成することとする。

## 2. 個別論点（具体的な内容は、今後、当委員会において検討）

### ○安全管理措置

- ・改正法第20条が求める個人データの安全管理措置について、事業者が当該措置を適切かつ有効に実施できるよう、委員会ガイドラインでは、組織的・人的・物理的・技術的という枠組みごとに、具体的に遵守すべき基本的事項及びこれを実現するための手法例を示すこととする。
- ・なお、当該基本的事項及び手法例を示すに当たっては、委員会ガイドラインが適用される事業者の規模及び事業内容が非常に多様であることに考慮して、過剰反応が生じたり、内容が陳腐化しないよう留意する。また、必要に応じて、参考になり得る外部規格・指針も記述する。

### ○小規模事業者への配慮

- ・特に個人データの安全管理措置について、小規模事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮し、当該事業者が適切かつ合理的な措置が講じられるよう、具体的な手法を例示する。

（※その他の論点についても、随時、当委員会において検討）

以 上

(参考条文)

●個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月法律第 57 号。最終改正平成 27 年 9 月法律第 65 号（一部未施行））

(定義)

第 2 条

1・2 (略)

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一～四 (略)

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4～6

(国の責務)

第 4 条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体等への支援)

第 8 条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全管理措置)

第 20 条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(任務)

第 51 条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 12 条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

●個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年 12 月政令第 507 号。最終改正平成 27 年 12 月政令第 427 号）

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第 2 条 法第 2 条第 3 項第 5 号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人を除く。）の合計が過去 6 月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

●個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月法律第 65 号）

附則

（事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮）

第 11 条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第 8 条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第 2 条第 3 項第 5 号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日。平成 28 年 1 月 1 日一部改正。個人情報保護委員会）

### 第 3 総論

#### 第 3-1 目的

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第 51 条に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第 4 条及び個人情報保護法第 51 条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月法律第 27 号。最終改正平成 27 年 9 月法律第 65 号（一部未施行））

#### （国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

2 （略）